

第 135 話<和合会解散>の要約と参考資料

第 135 話<和合会解散>の要約と参考資料

和合会は 1966 年 2 月、55 年の歴史を閉じました。議事録は、明治末期から昭和中期にいたる集落の運営、規律と結束、産業振興、共有財産の維持管理、煙害などを討議し実行した山村自治を書き留め、<団結と協同の知恵>を後世に伝えるものと評価されています。

第 135 話<和合会解散>の要約と参考資料

1 3 5 - 1 公民館（区）と和合会の合併に関する和合会議事録

1922（大正 11）年 5 月 29 日

一、区長改選ニ関スル件

前土呂久区長モ最早任期満期ニヨリ更ニ改選ヲ催ス事ニ当リ選挙ノ結果佐藤弥七氏ヲ以テ当選ス

1928（昭和 3）年 7 月 24 日

一、区長後任選定ノ件

右選挙ノ結果佐藤嘉四郎氏ニ決定ス

1934（昭和 9）年 3 月 9 日

一、区長ニ関スル件

来ル区長ノ任期マデハ区長代理ヲ以テ補欠トス

1938（昭和 13）年 5 月 25 日

一、区長補欠研究ノ件

会員一同ノ意見ニヨリ研究ナス事トナレリ

1940（昭和 15）年 11 月 25 日

一、区長ノ変更ノ件

1946（昭和 21）年 5 月 25 日

一、区長の手あて費用として毎月一戸当り参拾銭（略）支出の事に決定す

1947（昭和 22）年 2 月 16 日

二、各区長廃止の件

区長の職を部落主任とし改称し、現区長佐藤藤太氏を引続き就職のことに依頼せり

1947（昭和 22）年 12 月 5 日

一、部落主任、実行組合長、税務係手当ニ関スル件

右各係り一人ニ対シ一ヶ月五拾円宛支出スル事

1948（昭和 23）年 11 月 26 日

一、部落農協組合長、部落主任、納税組合長、統計調査員手当について

農家一戸当年 25 円、非農家一戸当り年 15 円。右金は旧正月定期総会の際納入の事

1954（昭和 29）年 2 月 27 日

一、公民館改修並ビニ倉庫ノ屋根替ニ関スル件

本会役員ニ事業ノ進行及ビ経費ニ関スル諸事ヲ任セル事ヲ約ス

1958（昭和 33）年 3 月 14 日

二、公民館付近の造林について

1958（昭和 33）年 5 月 25 日

一、公民館長手当の件

年俸 三千円 但し、時期に応じて変更できる

1959（昭和 34）年 3 月 3 日

一、公民館付属の長机を製作する事

1960（昭和 35）年 3 月から 1961（昭和 36）年 8 月 16 日まで

「公民館家賃の件」は省略

1963（昭和 38）年 2 月 17 日

一、公民館運営費

和合会積立金（一ケ年分三百円）一戸当り を公民館運営費と改名し、旧正月二十四日新暦 8 月 16 日の 2 回とし、一回分百五十円出資する事

一、公民館を火災から守る為、火災保険に加入する事に決定（保険金五拾万円）

1964（昭和 39）年 8 月 16 日

六、公民館長及書記会計改選

新任館長 佐藤正四

新書記会計 佐藤重夫

産業部長 佐藤経春

旧任者 佐藤藤太、佐藤健蔵

1965（昭和 40）年 2 月 25 日

一、和合会と公民館を一本化する（又はしたら）の件
次回迄研究して相談する事

一、和合会役員改選

会長 小笠原徳一

副会長 佐藤藤夫

会計 佐藤重夫

幹事書記 佐藤勝喜

評議員 佐藤福市、佐藤十蔵、佐藤健蔵

（勝喜と健蔵、交替変更＝役員会にて）

一、土呂久公民館長永年勤続に付 感謝状及び記念品授与

1965（昭和 40）年 8 月 16 日

一、公民館一本化に就いて

和合会を解散し、現金及貯金は公民館会計に引譲る事

公民館書記会計を一名増員する事決定

書記会計 当選者 佐藤菊男

土呂久公民館議事録

1966（昭和 41）年 2 月 14 日（旧 1 月 24 日）

役員改選

	旧	新
館長	佐藤正四	佐藤富貴男
副館長	佐藤十市郎	佐藤藤夫
産業部長	佐藤経春	佐藤一光
教養部長	佐藤勝	佐藤全作
会計	佐藤重夫	佐藤経春
評議員	佐藤勝喜	佐藤勝喜

第 1 回公民館総会

開会挨拶	副館長	佐藤来
館長挨拶	館長	佐藤富貴男
議長選任	館長指名	佐藤健蔵

135-2 和合会から公民館へ

佐藤洋さんの話（1982 年 8 月 27 日聴取）

和合会は昭和 40 年に公民館になった。公民館の通帳は、いまでも「和合会」となっ

いる。昔は、金融機関がなかったの、和合会が、みんなを助けるために金貸しをした。公民館は金をもたん。和合会は金をもっている。両方のあるときは、和合会の金を公民館で必要なお金に使っていた。それで、和合会をやめて、公民館に一本化することになった。

公民館は行政がつくった。和合会は自治組織だった。西臼杵に和合会のような組織は、土呂久以外にはなかった。自分が中学のとき（昭和30年4月入学、33年3月卒業）、自治組織の歩みとして“和合会”について調べた先生がいる。その先生が、そう言っていた。和合会、公民館とも選挙または推薦で会長を選んだ。和合会と公民館の違いは、公民館は行政に頼むのに対し、和合会は行政相手でも苦しいことはボンボン言う。和合会は当たりが激しいが、公民館は10言いたいことがあっても7でこらえる。公民館長は行政に強いこと言えん。公民館長の手当（運営費）はムラのもんでだす。公民館で議題にしているのは、①道路の舗装、改修、町に行って補修を頼む、②和合会の共有林の伐採、③2、3年前までは公民館の新築といったようなこと。和合会は共有財産として、操さんの山を借りて共有林をもっている。

部落の共同作業が減って、あとは行政にまかせてやってもらう。川が田にせりあげると、河川の管理者に言う。道路関係は、個人的な道路でも、町からみてもらわねば不公平（材料＝町、労力＝ムラ）といったように。

公民館はいつできたのか？ 藤太さんが20年くらい公民館長をつとめたが、その前は「区長」の制度だった。

和合会の設立に、当時の村長が認証したのは、和合会が金融機関だったからだろう。いま法律的に、和合会が金を貸し出して利息をとることはできない。

135-3 区長

井上清著「日本の歴史20 明治維新」（中公文庫）P208-209より

戸籍編製の必要から設けられた行政区域である大区には区長、小区には戸長が置かれた。5年4月には、従来の町村役人である大庄屋、庄屋、名主、年寄などの名称はすべて廃止し、戸長、副戸長、用掛りなどと改め、従来の町村役人が取り扱ってきた事務はもちろん、新しい戸籍のほか土地、人民の関係のことはいっさい取り扱わせた。戸長は小区の長で、町村の長は副戸長というのが通例であったが、後者も戸長と称されることもある。

これはたんなる名称の変更ではなかった。以前の村は現今の大字に相当するせまい区域の住民共同体で、庄屋、名主はその住民自身が選んだ共同体の代表という性質が基本であり、代表であるがゆえに、領主はこれを領主支配の最末端に組み入れ、共同体の機能をそのまま支配の機構に転化し利用した。しかし新しい区長はもとより、戸長、副戸長らは、地域住民が自主的に選んで、府県長官の承認をえる場合もあるが、原則的には上から任命され、法制上は共同体の代表の性格をうばわれて、政府の最末端の行政担当者たることが基本とされた。

135-4 公民館活動

高千穂町史 P699~701

昭和21年公民館設置運営についての通達により全国各地に公民館の設置と組織活動が進められるようになったが、本町においては昭和22年9月頃から青年婦人が中心になり部落の自治組織、相互研修の場として公民館活動が進められるようになった。昭和26年社会教育法の施行と共に公民館も第4章に加えられ、はっきりと法的根拠をもつようになり、町内各地区に部落公民館ができ、社会教育関係団体としての活動が始まった。

まず活動の第1段階は、部落の役員が公民館活動とはどのようなものであるか、自からの理解を深めるための学習がなされた。第2段階は、これらの役員が中心になって部落の中で公民館活動とはどのようなものか、活動を進めるうえでの、基本的なことについて

て共同学習（話し合い）がなされた段階である。第3段階では、いよいよ自主性の必要なことを知った住民が、自らの生活を豊かに、又新しい村づくり、町づくり活動として積極的に公民館活動に取組み、組織的な活動が進められるようになった。当時の活動内容は、地域によっては多少の相違はあるが、概して次の様なことが全面的な運動として推進された。

①封建性の打破、②新生活運動、③新旧、盆正月の一本化、④時間の励行（以上簡略）

昭和30年頃から住民の活動への理解と、意識は高まり、やがて個々の生活課題解決へと具体的なものが要求され主体的な実践活動が進められ、更に自分のことだけでなく、部落や地域のこと、町の将来について常に問題意識をもち、広い視野から問題を解決しようという意欲的な活動へと発展した。

その後、各部落公民館単位に次のような部制が設けられ、運営組織も整備強化されて、各種の研修講座、部落民の和合協力態勢づくりの諸行事等の多彩な事業が実施されるようになり、住民の福祉、産業、教育、文化振興の拠点としての機能を果たすようになった。

部落公民館の運営組織

館長—副館長—書記・会計—総務部・産業部（商工観光部）・教養部・婦人部・青年部・厚生部（保健体育部）

昭和45年1月現在の部落公民館数55館、組数は389組である。

（略）

昭和30年に至り、行政と不可分の関係にある民主団体の活動を一本化し、行政組織の合理化を図るため、分館長を部落公民館長と改称し、村長と部落住民の間に立って、館内自治の長として、また町からの行政事務の連絡調整の任に当たっている。

◎部落公民館行政事務委託に関する規則（昭和44年6月23日公布 高千穂町）

（目的）

第一条 この規則は町の行政事務の一部を部落公民館に委託し、執行することにより、町の執行機関と住民との連けいを密にするとともに町行政の浸透をはかることを目的とする。

（受託者）

第二条 町の行政事務の受託者は、部落公民館を代表する館長とする。

（委託事務）

第三条 部落公民館長に委託する事務は、概ね次のとおりとする。

- 一、住民への連絡事項の周知及び伝達
- 二、納税通知書及び納付書、その他収納金にかかる納付書の送達
- 三、行政上必要な調査事務
- 四、前各号に規定するもののほか必要とする事項

135—* 社会教育法における公民館の規定

社会教育法

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第 21 条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第 22 条 公民館は、第 20 条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第 23 条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第 23 条の 2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第 24 条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

135-5 和合会討議事項統計

討議事項	戦争・好	不況・恐	戦争	戦後復興	高度成長	合計
	景気	慌	1937.8 - 1945.8	1945.9 - 1954	1955 - 1966	
	1911 - 1919	1920 - 1937.7				
和合会	27	43	14	19	29	132
集落の他組織	8	26	12	21	13	80
集落共有財産	12	23	8	14	24	81
集落のインフラ	14	23	5	8	15	65
集落の産業	12	36	24	15	7	94
教育	2	12	3	2	0	19
宗教	2	2	1	4	0	9
集落の結束	19	39	27	8	2	95
規律・モラル・精神	5	20	1	2	0	28
犯罪予防・処罰	3	10	0	2	0	15
煙害	0	27	5	5	8	45
合計	104	261	100	100	98	663
その他	2	8	3	4	2	19
総計	106	269	103	104	100	682

135-6 和合会（1911年11月30日～1965年8月16日）議事総覧

総会年月日	議事
明治42年2月 ～大正4年3月	議事筆録簿 土呂久規約会

1911年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> 一、会費徴収方法之件 二、笹之都ヨリ土呂久ニ通ヅル道路開通ノ件 三、徴兵者ノ入営帰郷ノ際一般ノ見舞等ノ方法決定ノ件 四、和合規約会合併ニ付キ両会則ノ合併訂正ヲナス件
1912年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> 一、青年会員勧誘并ニ共同事業ニ一般助力ノ件 二、等級協議之件 三、影切りノ件 四、従来戸別割ヲ受ケザル者ニ個別割ヲ課クルカ否ヤ
1912年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、和合規約会場決定ノ件 二、農業補習学校土呂久立宿合併シテ開催セラル場所ノ件 三、土呂久ノ中央ニ一カ所ノ掲示板ヲ設置スル件 四、甲斐善四郎ノ窃盗事件ニ付キ各位ノ意見ヲ問フ
1912年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、向土呂久橋洪水ノ際危険ナル為メ橋桁流失セザルヨ一考案ヲ問フ 二、笹之都ヨリ当区へ通ヅル道路開通ヲ実行シテハ如何 三、掛橋修繕費補助ノ件 四、佐藤今朝松ヨリ佐藤利喜治氏へ売渡シアル畑買戻シノ件 五、開会時間変更ノ件 六、佐藤今朝太郎氏何レノ組合ニカ加入ノ件
1913年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、煙草耕作ニ関スル件 二、笹之都ヨリ土呂久ニ通ヅル道路開通ニ関スル件 三、土呂久和合規約会ト当区青年団体ト併合シ事業ヲ盛大ニ実行シ他団体ノ模範トナラシメントス各位ノ意見ヲ問フ 四、基本財産造成ノ為メ共同事業ヲ毎年二回若クハ三回休日ヲ利用シ実行シテハ如何 五、牛馬ノ一般改良ヲ計画セントス各位ノ意見ヲ問フ 六、生徒出席奨励ニ関スル事 七、指導標建設ノ件 八、役員任期ニ付キ改選ノ件 九、品評会ニ関スル件
1913年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、新兵入営送別会并満期帰郷祝ニ関スル件 二、道路開通ヲ速カニ実行ノ件 三、祝日祭式出場并ニ講話等出席ニ付一般出席ヲナス事 四、小垂切実行ノ件 五、境界調査ノ件 六、青年会ト和合会合併ノ件 七、提灯購入ノ件并ニ泉福寺ニ燈籠進納ノ件 八、罹災者其他ノ公務等ノ為メ仕事ヲクレノモノニ会員ヨリ加勢シ救助ノ件 九、金銭貸借ニ関スル件 十、桐樹ヲ各戸三本宛ツ植栽シ共同トナシ基本財産ヲ造成シテハ如何 十一、品評会開催ノ件 十二、学齡児童出席奨励ノ件
1914年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> 一、農業改良上農作物立毛品評会ヲ本年ヨリ必ズ実行スル事 二、土地境界調べ及ビ小垂切至急実行ノ事

	<p>三、提灯購入実行ノ事</p> <p>四、目下時期春暖ノ候ニナリ各種造林ノ好機ニ当リ、杉檜桐樹植栽又果樹ノ植付等ノ実行アリタシ</p> <p>五、集会其他ノ事ニ時間ノ厳守ヲ欠ク傾キアリ以後厳守スベキ事</p>
1914年5月25日	<p>一、和合会金員整理状態ノ報告并ニ共有金現今有金之報告</p> <p>二、村役場并ニ其他公務ノ事ニテ出会ヲ求メラレタル時ハ、出席セザル人ハ違約金トシテ金五拾錢宛ツ徴収シテハ如何</p> <p>三、共有金并ニ和合会金ノ利息ヲ一歩式厘ニ引下ゲ以テ和合ノ主意ニ準ジ益々本会ノ発展ヲ来シテハ如何</p> <p>四、畑地小作ニ関シソノ畑地ノ価値ニヨッテ歩合ヲ區別シ相互円満ヲ計リタル如何</p> <p>五、共有金ヲ各組々ニ分配シ管理シテハ如何</p> <p>六、産業婦人会ヲ是非共設立スル件</p> <p>七、寺院等ニ法要及ビ講師等出張ノ際ハ婦人并ニ一般家族出席シソノ要味ヲシリ、人心和合を計リユク事</p> <p>八、(2字不明)遅刻者制裁ノ件</p> <p>九、和合会貸付金ノ制限ヲ定メソレ以上ハ貸出サザルヨ一決シテハ如何</p> <p>十、浣腸器購入ノ件</p> <p>十一、各組合ニ於テ実行セル事業并ニ貯蓄金ノ報告ヲ毎和合会席上ニナス事</p>
1914年11月25日	<p>一、掲示板改設ノ件</p> <p>二、指導標改設ノ件</p> <p>三、夜警実行ノ件</p> <p>四、火防注意ノ為メ各戸湯場カマド検査スルノ件</p> <p>五、農事小組合ノ発展ヲ期スル事。即チ農事ノ改良・共同事業ノ実行等ナシ基本金ノ増殖ヲ計ル事</p> <p>六、現役兵出発ノ際餞別ヲ各自ニナサズ会ヨリナシ、土産ノ類ヒ求メザル事</p>
1915年3月9日	<p>一、時間厳守ノ件</p> <p>二、農事小組合実行事業報告ノ件</p> <p>三、婦人会開会ノ件</p> <p>四、生産調査実行ノ件</p> <p>五、掲示場建設ノ件</p> <p>六、指導標改設ヲ実行シタルヤ否ヤ</p> <p>七、椎茸山切り込ミノ箇所ニ無案内ニテ出入リシタルモノハ規約条件ニヨリ制裁ノ件</p> <p>八、山野火入ヲ禁止スルノ件</p>
大正5年2月 ～昭和4年3月	議事録 土呂久和合会
1916年2月27日	<p>一、掲示場改設ノ件</p> <p>二、火防注意ノ為メ湯場カマド検査ノ件</p> <p>三、品評会開催ノ件</p> <p>四、本会設立并ニ経営ニ付功劳アリタル佐藤栄八、小笠原徳三郎二氏ノ石碑建立費ニ共有金ヨリ金貳円寄贈スル事</p>

	<p>五、指導標破損ノモノハ改設ノ事</p> <p>六、農業労働賃金決定ノ件</p>
1916年5月25日	<p>一、共有金ニ関スル規定決定ノ件</p> <p>二、共有金使用方法ノ件</p> <p>三、会費決定ノ件</p> <p>四、カン腸器購入ノ件</p>
1916年11月25日	<p>一、個人境界調査ノ件</p> <p>一、共有金整理及管理ノ報告</p> <p>一、火防上注意ノ件</p>
1917年3月1日	<p>一、電灯設置ニ付協議</p> <p>二、夜警は目下南組ニ於テハ実行中ニ付惣見畑中組モ直チニ実行ノ事</p> <p>三、祭日ハ次ノ通り決定ス</p>
1917年5月28日	上村火災ノ為何ノ協議モナイ退散セリ
1917年11月25日	出席者及議事左ニ記ス
1918年3月6日	<p>一、笹ノ都ヨリ土呂久ニ通ズル道路達成ヲ期ス為メ交渉員派遣スルノ件</p> <p>二、基本金ノ増殖ヲ計ルタメ、共同事業ノ実施及ビ夜業ニ得タル製作品積立ノ方法ヲ実行シテハ如何</p> <p>三、夜業堂及ビ集会場設置ニ関スル件</p> <p>四、農事小組合ニ於テ部落製産品調査ヲナシ本会ニ提出シ之レガ比較ヲナシ益々製産額ノ増殖ヲ計ル事</p> <p>五、産物売買ニ付キ共同販売ヲナシ物品買入ニ付テハ共同購入ヲ実施シ組合内ニ利殖ヲ計ル事</p> <p>六、農業補習学校開設ニ関スル件</p>
1919年2月24日	<p>一、地藏堂修繕ニ関スル件</p> <p>二、指導標改設ニ関スル件</p> <p>三、向土呂久橋修理ニ関スル件</p> <p>四、杉森植林地蔓切ニ関スル件</p> <p>五、農業補習学校開設ニ関スル件</p> <p>六、電灯ニ関スル件</p> <p>七、開会時間変更ニ関スル件</p> <p>八、他人ノ切り込ミアル椎茸山ニ立ち入り狩猟等ヲナス者ハ本会規則ニヨリ制裁アル旨ヲ伝へ無案内立ち入ラシメザル事</p>
1919年5月25日	<p>一、道路修繕ニ関スル件</p> <p>一、電灯架設ニ関スル件</p> <p>一、開会時及ビ一般時間励行ニ関スル件</p>
1919年11月25日	<p>一、帰郷兵小笠原要三郎氏ニ関スル満期祝期日変更ノ件</p> <p>一、道路工事出夫不足人員ニ関スル件</p> <p>一、道路破損ノ個所ニ付土地主ニ交渉シ変更スルノ件</p> <p>一、火防上ニ関スル件</p> <p>一、電灯架設費用運動費ハ来年五月二十五日ニ共有金ヨリ支出スル事</p>
1920年2月5日	一、共同購入ノ件

	<ul style="list-style-type: none"> 一、電灯架設ニ関シ運動費金式百円ヲ共有金ヲ以テ支弁ナス事トシ、壹百五拾円ヲ惣見方面、金五拾円ハ折原畑中方面ニ支弁ス
1920年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> 一、杉森植林地枝打及同所橋ニ土カルイノ件 一、杉森伐木売却ノ件 一、県税戸数割未納者アル者ニ賦課する件 一、通り山ノ下道路破損ノ分修繕ノ件 一、道路下水上ゲ及ビ道路破損防止ノ件 一、指導標改設ノ件 一、時間勵行并ニ時間遅刻者ニ関スル件 一、児童出席督励ニ関スル件
1920年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、入営兵並ニ帰郷兵ニ対スル協議ノ件 一、各地視察ニ関スル件 一、祝日及ビ祭日ニハ出席ナス可件 一、裸火ヲ使用セザル事 一、他人ノ所有地内ニ無案内ニ立入ラザル事 一、時刻和合会ノ集会時間ハ正后拾二時ト決定ヲナス
1921年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、電柱建換ニ関スル件
1921年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、杉森、土橋、架ハ立宿区ト協議ノ上近ク着手ストナス 二、火防ニ付キ釜湯殿等ニ注意ヲナシ夜間裸火ヲ使用ニ特ニ注意ナス事 三、清潔検査ハ来ル旧十一月八日行ハレル筈 四、他人ノ所有地内ニ無案内ニ立入セヌ事 五、指導票ハ必ず各組ニテ設置ナシ、他人ノ便利ヲワカル可キ事 六、此之区内ニ於テ事業ヲナス者ハ其ノ土地主ヨリ組合及ビ役員ニ協議ノ上事業ヲナサシムル事ニ決定ス 七、土地ノ境ハ明ニナシ植林スル場合ハ双方立合ノ上ナス可キ事 八、村中ニ不幸ノ際ハ各組ニモレナク通知ヲナス事 九、入営兵及ビ退営兵ノ送迎ハ酒肴ハ持出シトナシ一人前酒ハ五合宛ヲ持行事トシ、満期者ハ必ず土産ヲ持テカヘラザル様注意ナス事
1922年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> 一、毎回集合時間ヲ午前十二時ト定ム。但シ、臨時開会ノ際ハ制限ナシ 二、学芸会費用ノ件 三、電灯補助金五拾円ハ惣見道路工事補助金ト共ニ領収セルモノヲ本会ニ差出スモノトス 四、集会ノ際ハ戸主出席出来ザル時ト云エ共必ず代人ヲ出席サセル事ヲ決定ス 五、部落中ニ犬養ヲナス者ハ必ずツナギ置クコトニシミダリニユルサザル事 六、青年会基本林造営ハ和合会員全部ヲ以テ造リ、本年ハ百本ノ杉ノ穂ヲナホシ置クコトニ決シ、造林地ハ字小又佐藤助所有地ニテ各組ニ来ル旧二月十五日ニ実行スコト
1922年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> 一、農作物立毛品評会ニ関スル件

	<ul style="list-style-type: none"> 二、所有地ト他人ノ所有地トノ境ニ関スル件 三、時間ノ励行ニ関スル件 四、電灯補助金ニ関スル件 五、陰切ニ関スル件 六、区長改選ニ関スル件
1923年3月7日	<ul style="list-style-type: none"> 一、時間励行 一、生徒ノ出席奨励ニ関スル件 一、納税ニ関スル件 一、儀式ニ参列ノ件 一、会合ノ際履物ニ注意ノ件 一、青年造林ニ関スル件
1923年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、道路修繕ニ関スル件 一、衛生ニ関スル件 一、児童出席ニ関スル件 一、部落品評会ノ際雑費支出ニ関スル件 一、消防衣買入ニ関スル件 一、亜砒酸害毒予防法設備ニ関スル件
1923年7月1日 臨時総会	<p>決議</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、集会費用並ニ会員日給之件 部落内ニ於テ物品ノ無クナリ本会集合スル場合ハ罪人ヲシラベ出ス事トシ、其者ハ集合者費用ヲ支払ヒ尚会員ニ対シ一日金壹円宛ツノ給金ヲ弁償スル事ニ決定ス 一、今後当部落内ニ於テ物品ノ失（ヌスマレシ）セタル際ハ一度会員全部ニテサガシ品物ヲ認メザル場合ハ、罪人ヲ会員ニ於テ投票スル事ニ決定セリ
1923年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、亜砒酸煙害ニ関スル事項ノ件
年月日不明	<ul style="list-style-type: none"> 一、山林原野ニ無案内ニテ踏ミ込マザル事 一、火防注意実行ノ件 一、当会費ハ一人前金貳拾錢宛ツ出金スル可キ事 一、杉森ノ杉間伐ハ旧二月二十日実行ス可キ事 一、木炭支出責任ハ当分佐藤弥七氏ニ依頼置ク事 一、交付金分配ノ件ハ会長帰宅迄延期置ク事 一、道路修理ハ旧二月一日実行ノ事 一、亜砒酸焼窯築造ニ関スル件ハ会長帰宅迄デ延期
1924年1月25日 臨時総会	<p>同日陣内先生来会セラレ講話アリタリ 藤寺信吾氏来会セラレ講談セラレタリ 部落青年会員五分間演説ヲナス</p>
1924年4月7日	<ul style="list-style-type: none"> 一、青年会基本財産林造営ノ件 一、植栽ニ関スル地主佐藤助キ歩合ハ植付本数ノ十分の二と定メタリ 一、亜砒酸窯築ノ件ハ此会解決セリ 一、交付金ノ設置 一、窯築手間勘定アリ
1924年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、杉森間伐材ハ代金拾円五拾錢ニテ佐藤三蔵氏ニ売渡シタリ 一、造材人夫ニ関スル件 欠席者（1名）五拾錢徴収ス

	無届欠席者 (1名) 壹円拾銭徴収ス
1925年5月10日	一、村会議員改選之件 一、亜硫酸製造者ニ対スル件
1925年5月25日	一、村議員選挙之件 一、運動等ニテ費用アリタルヲ佐藤三蔵氏ヨリ半分ヲ出金サレ半金ハ和合会ヨリ出セリ 一、産業実行組合役員改選ノ件 一、亜硫酸煙害ノ件
1925年11月26日	一、火防ニ注意ナスコト 一、無案内ニ他人ノ所有地ニ入ラザルコト
1926年3月9日	一、時間励行ニ関スル件 一、会長改選ニ関スル件 一、杉ノ下伐リニ関スル件 一、入営兵佐藤市作氏宅救助ニ関スル件 一、消防衣購入ニ関スル件 一、杉森河橋改築ニ関スル件 一、亜硫酸鉱山ヨリノ交付金ニ関スル件 一、村税等級割ニ関スル件
1926年5月26日	一、道路修繕ノ件 一、各種品評会ニ関スル件 一、衛生組長改選ノ件 一、消防ニ関スル件 一、此際社会不況ノ折柄飲酒節約ノ件 一、共有金無関係者ハ一ケ年一回(但し旧正月二十四日)ノミ出会ノ事 一、被害金分配ニ関スル件
1927年2月25日	一、協議宮崎地方視察ノ件 二、小学児童出席奨励ニ関スル件 三、亜硫酸製造事業ニ関スル件 四、農会総代改選期来ル四月一日ナルモ此会ニ於テ人選ヲナス 五、地藏様祭会費ハ御神酒トシテ酒六升ヲ準備スル事 六、陰切り実行ノ件 七、肥料購入ノ件 共同購入を本春ヨリ行フ 八、道路修繕ニ関スル件 九、寺院学資金出資方法 十、村税等級調
1927年5月25日	一、納税ニ関スル件 一、道路ニ関スル件 一、夫役ニ関スル件 一、台所品評会実施ノ件 一、各種立毛苗床品評会ノ件 一、共有金ニ関スル件 一、基本林手入人夫ノ件 一、消防用具入ノ件
1927年11月25日	一、各種品評会授与式ノ件 一、産業実行組合長改選ノ件

	<ul style="list-style-type: none"> 一、満期祝ノ件 一、学芸会ノ件
1928年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> 一、役員改選 一、地蔵堂修繕
1928年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、付加税ニ関スル件 一、各種品評会ニ関スル件 一、入退営ニ関スル件 一、宮崎視察ニ関スル件 一、竹林ニ関スル件 一、学校後援会費ノ件
1928年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> 一、区長後任選定ノ件
1928年9月7日	<ul style="list-style-type: none"> 一、亜砒酸ニ関スル件
1929年3月5日	<ul style="list-style-type: none"> 一、地蔵尊彩色ニ関スル件 一、就学ニ関スル件 一、竹林ニ関スル件 一、牛馬ノ飼育管理ニ関スル件 一、道路ニ関スル件 一、陰切りニ関スル件
昭和4年5月 ～昭和9年3月	議事録 土呂久和合会
1929年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、椎茸盗難防止ノ件 若シ所有者ニシテ今後盗難トミトメタル場合ハ直チニ和合会ニ申出デ取調べ方ヲ依頼スル事。若シ罪者発見シタル時ハ今迄デ盗難サレタル椎茸代金全部罪者ニテ支払フ事ヲ決ス
1929年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、入退営ニ関スル件 一、共有林並ニ共有金ニ関スル件 一、共有林利下ゲニ関スル件 一、杉森共有山税金
1930年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> 一、盆正月ニ贈答ニ関スル件 一、入退営兵ニ関スル件 一、学芸会ニ関スル件 一、共有金ノ利下ゲニ関スル件 一、陰切りニ関スル件 一、祖母岳道路ニ関スル件 一、葬式ノ際香典掲示廃止ノ件 一、役員改選
1930年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、道路修繕ニ関スル件 一、炭俵製送組合補助金ノ件 一、参考談話ノ件 一、積立金ニ関スル件
1930年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> 一、積立金並ニ共有金ニ関スル件 一、報恩講ニ関スル件 一、火防ニ関スル件 一、葬式通知ノ件

	一、炭俵製送組合補助金ニ関スル件
1931年3月12日	一、会長改選ノ件 一、学芸会ニ関スル件 一、権茸山ニ関スル件 一、炭俵製送組合補助金ニ関スル件 一、評議員改選ノ件
1931年5月25日	(ページ欠落) 一、品評会ノ件 一、納税完納ノ件 一、時間励行ノ件
1931年11月(青インクが消えている)	(青インクが消えて読めない)
1932年2月28日	一、報恩講ニ関スル件 一、道路修繕ニ関スル件 一、火防ニ関スル件 一、郷土史ニ関スル件 一、牛馬品評会場開設並ビニ公会堂新設ノ件
1932年5月25日	一、共有金ニ関スル件 一、時間励行ニ関スル件 一、養雛組合設立ノ件 一、実行組合事業ニ関スル件 一、牛馬ノ子品評会ヲ8月中旬施行ノ事 一、シュロ苗ヲ各人ニ、三十本本年中ニ植付クル事 一、実行組合役員改選ノ件
1932年11月26日	一、道路改修ニ関スル件 一、佐藤長五郎口共有金ニ関スル件 一、公会堂出支共有金決定ノ件 一、養駒運動場設置ノ件 一、入営兵送別会ニ関スル件
1933年2月18日	一、産業実行組合事業ニ関スル件 一、会堂備品購入ニ関スル件 一、道路修繕、火防、盗難予防ニ関スル件 一、満期ニ付キ役員改選ノ件
1933年5月25日	一、道路修繕ノ件 一、牛馬品評会ニ関スル件 一、共有金ニ関スル件 一、学芸会和合ニ関スル件 一、役員改選
1933年11月(?ページが欠落)	(ページが欠落) 一、共有金ノ件 一、煙害ニ関スル件 一、牛馬墓地ニ関スル件 一、婦人会ニ関スル件 一、牛馬品評会ニ関スル件
1934年3月9日	一、牛馬墓地ノ件

	<ul style="list-style-type: none"> 一、公会堂屋根替ノ件 一、公会堂家賃ノ件 一、牛馬品評会場ノ件 一、煙害ニ関スル件 一、区長ニ関スル件
昭和9年5月 ～昭和14年	議事録 和合会
1934年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、煙害ノ件 一、区長改選ノ件 一、実行組合長改選ノ件 一、通路修繕ノ件 一、共有金預り金ノ金利低下ノ件 一、各集会雑費制限ノ件
1934年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、負債整理組合設置ニ関スル件 一、火防ニ関スル件 一、入退営兵ニ対スル件 一、共有金ノ借出方法
1935年（インクが薄 れて読めない）	<ul style="list-style-type: none"> 一、時間励行ニ関スル件 一、和合会創立功労者記念品贈呈ノ件 一、共有林手入ニ関スル件 一、公会堂増設ニ関スル件 （インクが薄れて読めない） 一、土呂久部落消防夫設置ノ件 一、無届欠席者及ビ代理者並ニ遅刻者ニ対スル件 一、消火器修繕ノ件
1935年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、（不明）産品評会ノ件 一、公会堂増設ノ件 一、陰切リノ件 一、無届欠席、時間遅刻代理者ニ関スル件 一、亜砒酸煙害ニ関スル件
1935年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、亜砒酸煙害ノ件 一、入退営兵送迎ノ件 一、来年度麦作品評会ノ心得 一、婦人会ニ関スル件 一、火防ノ件 一、部落精神ニ考慮スル件 一、野菜販売ノ件 一、公会堂地蔵（2字不明）屋根修繕ノ件
1936年旧正月24日	<ul style="list-style-type: none"> 一、規約会則朗読ノ件 一、佐藤善縁氏（2字不明）贈呈品礼状伝達ノ件 一、地蔵堂（2字不明）公会堂屋根修繕終了ノ件 一、（不明）修繕ノ件 一、通路工事業ニ関スル件（鉾山付近） 一、公会堂天井並ビニ廂増設及ビ記念造林ノ件 一、役員改選ノ件 一、亜砒酸煙害ニ関スル件

	一、婦人会総会ノ件
1936年4月3日	一、亜硫酸煙害契約ノ件 一、亜硫酸窯増加ニ関スル件
1936年5月25日	一、時間励行ノ件 一、入退営兵送迎会ノ件 一、植林及ビ陰切りニ関スル件 一、戸数割ノ件 一、産業実行組合長改選
1936年11月25日	一、道路修繕ニ関スル件 一、火防ニ関スル件 一、共有金ニ関スル件 一、土呂久煙草耕作改良団ノ資金ヲ和合会共有金ト合併シ 土呂久和合会共有金トナス事ニ決定ス 一、共有金ニ関係ナキモノニシテ当地ニ永住ノ見込有ルモノ ノハ次回マデニ方法ヲキキ入置キ入株ノ処置ヲ取ル事 一、佐藤ミナト氏宅加勢ノ件 一、他人ノ所有地ニ無断ニテ立入ルモノ有リ注意ノ件 一、産業実行組合副組合長選任ノ件 一、煙害ニ関スル件 一、豊頼母子講ニ関スル件 一、座布団ノ件
1937年3月6日（旧 正月24日）	一、共有金ニ関スル件 一、共有利下ゲニ関スル件 本件ニ付テハ和合会ノ主旨ニ依リ貧民ニ助力スルノ意味ノ 下ニ預主並ニ本会共各利息ヲ一ヶ月壹厘ノ利下ゲヲ決定 ス。次回ヨリハ元金壹円ニ付一ヶ月預り金ハ金七厘本会貸 出金ハ金九厘トシテ集金スル事 一、各自ノ所有地ニ付キ境見並ニ陰刈リニ関スル件 一、国有林払下ゲニ関スル件 一、コンニャク栽培ニ関スル件 一、婦人会ニ関スル件 一、亜硫酸煙害ニ関スル件 一、各自所有地造林計画ノ件 一、公会堂付近ノ造林手入レ並ビニ庭修繕ノ件 一、牛馬削蹄場設置ノ件 一、道路修繕ニ関スル件 一、青年会並ビニ婦人会ニ名誉会員ヲ選定ノ件 一、青年会ニ関スル件
1937年3月20日	一、亜硫酸煙害料分配ニ関スル件 一、ハンシャロウノ設備ニ関スル件
1937年3月31日	一、ハンシャロウ煙害ニ関スル件 一、県並ビニ村役場ニ出張委員決定ス 一、鉾山事務所ニ交渉委員決定ス 一、国有林野払下ゲニ関スル件
1937年5月25日	一、苗代田品評会日取ニ関スル件 一、山林境ニ関スル件

	一、煙害ニ関スル件
1937年11月25日	一、火防ニ関スル件 二、出征兵家族慰問ニ関スル件 三、道路修理ニ関シテハ作付スミ次第実行スルコト。各組ノ世話人ニ一任スルコト 四、煙草耕作ニ関スル件
1938年2月23日	一、土呂久和合会設立記念事業トシテ佐藤清八氏ノ所有地ヲ備受ケ実地観測ノ上行フ事トナレリ 二、火防ニ関スル件 三、煙害問題ニ付県行費用払戻シニ関スル件 四、煙道延長ニ関スル件 五、統計ニ関スル件 六、陰切りニ関スル件 七、山薯掘ニ関スル件 八、事変記念事業ニ関スル件 九、佐藤栄蔵氏死亡ニ付負債整理ニ関スル件 十、役員総改選ノ件
1938年5月25日	一、応召兵家族ニ関スル件 一、公会堂修繕ニ関スル件 一、国防婦人会加入ノ件 一、区長補欠研究ノ件 一、産業実行組合長改選ノ件
1938年11月25日	一、火防ニ関スル件 一、道路ニ関スル件 一、戦死戦病者家族慰問ニ関スル件
1939年旧正月24日	一、各品評会授与式ニ関スル件 一、村葬施行ニ関スル件 一、新植造林ニ関スル件 一、公会堂入口修繕ニ関スル件 一、本会五十周年記念事業ニ関スル件
1939年5月25日	定期総会開会ナシタリ然レドモ共進会ノ授与式有リテ人員不ゾロイデ協議事項ナシ。会計報告ヲナシタリ
(不明)	一、入退営ノ見舞ニ関スル件 一、入営兵援助ニ関スル件 一、会堂、地藏堂修理ノ件 一、煙草耕作奨励ニ関スル件
昭和15年5月 ～昭和24年5月	議事録 和合会
1940年5月25日	一、出征兵家族加勢ノ件 一、積立金ニ関スル件
1940年11月25日	一、農作物作付奨励ノ件 一、煙草耕作反別ヲ増ス事 一、畜産改良飼育ノ件 一、応召家族加勢人分ノ件 一、火防予防ニ関スル件

	<ul style="list-style-type: none"> 一、国防婦人会実行ニ関スル件 一、入営兵門出ニ関スル件 一、(2字不明)ニ関スル件 一、区長ノ(1字不明)変更ノ件 一、実行組合長改選ノ件並ビニ産業統計員
1941年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> 一、定期総会ノ時一家ノ戸主ヲ出席ナス事 一、和合会鉾山契約満了ノ件 一、供出牛納メノ件 一、入営兵ニ関スル件 一、役員改選結果
1941年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、会計報告 一、道路修繕ノ件 一、煙害問題ノ件 一、和合一致ノ件 一、共有林下刈ノ件 一、応召並ビニ入営等種々ノ酒盛ノ件 一、貯金励行ノ件 一、開田開畑ノ件 一、佐藤高市、同清助両氏ノ境ノ件 一、学校後援会役員改選ノ件
1941年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> 一、共有杉林下刈リノ件 一、火防ニ関スル件 一、時間励行ノ件 一、畜産奨励ノ件 一、年末行事ノ件 一、陰切り実行ノ件 一、落立神社氏子総代改選ノ件 一、佐藤高市氏ト同清助氏トノ境ノ件 一、煙害問題ノ件
1942年旧正月24日	<ul style="list-style-type: none"> 一、道路改修ノ件 一、無届欠、遅刻、代理者ニ関スル件 一、造林ニ関スル件 一、共有林下刈リノ件(小又) 一、蔭切りニ関スル件 一、実行組合長手当補助ニ関スル件 一、実行組合長並ビニ農会総代改選ニ関スル件 一、火防ニ関スル件 一、煙草耕作人員充満ノ件
1942年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> 一、堆肥増産ノ件 一、苗代田害虫駆除ノ件 一、公会堂家賃引下ゲノ件
1942年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、火防ニ関スル件 一、応召兵家族援助ニ関スル件 一、物資配給ニ関スル件
1943年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> 一、屋根替ニ関スル件(新築ヲ含ム) 一、蔭切りニ関スル件

	<ul style="list-style-type: none"> 一、応召兵家族助力ニ関スル件 一、造林ニ関スル件 一、地藏堂屋根改修ノ件 一、公会堂改修ノ件
1943年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、支出金ニ関スル件 一、森林組合造林地整地人夫ニ関スル件
1943年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、県行造林地整地ニ関スル件（現地長木山） 一、杉森橋改修ニ関スル件 一、実行組合長改選ニ関スル件
1944年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、公会堂修繕ニ関スル件 一、学児出席奨励ノ件 一、県行造林地整地費分配並ビニ植付人夫ニ関スル件 一、蔭切りニ関スル件 一、故善縁氏ニ（1字不明）礼ノ件 一、役員総改選ニ関スル件
1945年5月25日	<p>会計報告 現在金三百六十一円也</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、出征家族ニ加勢ノ件 二、学校後援会役員選挙 三、実行組合長改選ノ件
1945年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、公会堂修繕ノ件 二、公会堂家賃決定ノ件 三、地藏堂改築ノ件 四、焼畑奨励ノ件 五、杉森土橋馬柱修理ノ件 六、会計報告
1946年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、県行造林人夫実行の件 一、実行組合長改選の件 一、区長の手当て費用として毎月一戸当り三十銭、実行組合長手当金として順農家一戸より五十円宛つとなし、資源調査員手当として各戸より一カ月に付金二十銭支出の事に決定す
1946年11月23日	<ul style="list-style-type: none"> 一、火防に対しての一般注意をなす事 一、県業造林下刈賃は一人を各人へ配布なし、一人分は和合会へ積立なす事と決す
1947年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> 一、各農家ノ耕作地ニ蔭ヲナス木立ち各自所有者に於て除伐ヲ東西六間北五間を実行なす事を協議せり 一、役員改選をなす 一、消防ポンプ小屋移転の件 公会堂付近に移転の事を決す 一、煙草耕作組合総代改選
1947年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> 一、配給酒処分方法に付て 二、各区長廃止の件 区長の職を部落主任と改称し、現区長佐藤藤太氏を引続き就職のことに依頼せり 三、蔭切りに関する件 四、部落主任ノ任期を昭和二十一年八月から満三ケ年と定めたり

	<p>五、会計報告</p> <p>資出金 百六十二円十四銭</p> <p>繰越金差引残金 百四十八円八十六銭</p> <p>収入金 参拾円</p> <p>合計金 百七十八円八十六銭也</p> <p>現在 残高右ノ通り報告ス</p>
1947年12月5日	<p>一、長木山杉ノ下刈りに関スル件</p> <p>一、公会堂畳買入ニ関スル件</p> <p>一、電線張替ニ関スル件</p> <p>一、盗難予防ノ件</p> <p>一、道路修繕ノ件</p> <p>一、火災予防ノ件</p> <p>一、軍用払下馬具、車両ニ関スル件</p> <p>一、納税係選任ノ件</p> <p>一、部落主任、実行組合長、税務係手当ニ関スル件</p>
1948年3月4日	<p>一、電線張替ノ件</p> <p>一、一般農作物供出ニ関スル件</p> <p>一、豊年祭並ビニ学芸会用酒未納ノ件</p> <p>一、消防団第七部ノ寄附ノ件</p> <p>一、報恩講ニ関スル件</p> <p>一、泉福寺本堂建築材料寄附ノ件</p> <p>一、鉦山煙害ニ関スル件</p> <p>一、実行組合長改選ノ件</p> <p>一、塩田行資材代金ノ件</p> <p>金高 金三千二百二十五円也</p>
1948年6月3日	<p>一、共有林売却ニ関スル件</p> <p>一、畜協加入ニ関スル件</p> <p>一、道路改修ノ件</p> <p>一、実行組合長ニ関スル件</p>
1948年11月26日	<p>一、各種集合費用について</p> <p>一、部落農協組合長、同部落主任、納税組合長、統計調査員手当について</p> <p>一、部落農業倉庫新設について</p> <p>一、納税組合長後任について</p> <p>一、農業調整委員選挙について</p> <p>一、昭二三年度分各種集合費について</p> <p>一、盗難について</p>
1949年旧正月24日	<p>一、農業倉庫建築ニ関スル件</p> <p>一、電気ニ関スル件</p> <p>一、家畜保険ノ件</p>
1949年5月26日	<p>一、麦作検見ノ件</p> <p>一、ピー・チー・エ会費納入ノ件</p> <p>一、農業倉庫新築費ニ関スル件</p> <p>一、部落協同組合長改選ノ件</p> <p>一、十一月二十五日定期総会を旧正月24日の規約会に合併し、定期総会を年2回と改正する</p>

	一、共有林間伐運搬着手の件 (以下、字が薄れて読めない)
昭和 28 年旧正月 ～昭和 40 年 8 月	議事録 土呂久和合会 (冒頭に、便箋に書かれた昭和 25 年～27 年の議事録あり)
1949 年 12 月 1 日	一、共有林間伐ノ件 一、報恩講ニ関スル件 一、敬老会ニ関スル件
1950 年 3 月 12 日	一、中小学校ピー・チー・エー (PTA) 会ニ関スル件 一、共有林間伐整理ノ件 一、火災予防ノ件 一、役員改選ノ件
年月日不明	一、会費払込の件 一、会員共同作業実施の件 一、間伐材搬出の件 一、敬老会の件 一、各役員投票の件
年月日不明	一、共有林間伐について 一、各種雑費支払について 一、火防 (2 字不明) ガソリンポンプ購入について
1951 年 5 月 25 日	一、農協理事改選について 一、(1 字不明) 産委員改選について 一、部落協同組合長改選について 一、間伐杉材運搬について
1952 年 5 月 25 日	一、協同組合長改選の件 一、会堂屋根修繕の件 一、農協理事改選の件 一、森林組合に関する件
(年不明) 11 月 30 日	一、定期総会 (十一月二十五日) 変更ノ件 一、共有林杉材運搬着手ノ件 一、寺川橋カリ橋設置ノ件 一、神社総代世話人改選ノ件 一、国民保険変更ノ件 一、大会経費捻出ニ関スル件
1953 年旧正月 24 日	一、道路改修工事報告 一、鉦山ニ関スル件 一、一般集合ノ際欠席及遅刻者ニ関スル件 一、役員改選ノ件
1953 年 7 月 19 日	一、亜硫酸製造ニ関スル件
1953 年 9 月 25 日	一、和合会共有林買売ノ件 一、入札ノ結果
1953 年 10 月 4 日	一、共有林売却契約金 (手付) の分配に付いて
1953 年 12 月 11 日	一、土呂久鉦山ヨリ亜硫酸製造ノ件
1954 年 2 月 27 日	一、共有林売却金ノ使途処分ニ関スル件 一、来年度植付苗準備ノ件

	<ul style="list-style-type: none"> 一、公民館改修並ビニ倉庫屋根替ニ関スル件 一、ポンプ台車代金ノ件 一、婦人分基本金増成ニ付イテノ件 一、亜硫酸製造ニ関スル件 一、植林歩合ニ関スル件
1955年2月26日 (旧正月24日)	<ul style="list-style-type: none"> 一、造林に関する件 一、消防団ホース購入資金について
1956年3月6日(旧正月24日)	<ul style="list-style-type: none"> 一、共有造林の件 二、共有林杉残木整理 三、佐藤十蔵氏父十太郎氏が浪太郎の口を買受したる件 四、和合会会計報告並ビニ公民館会計報告 五、役員改選の件
1956年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、会議費及び雑費節約制限の件 二、佐藤十蔵分共有林一〇増の件 三、共済組合役員選出の件 四、会計報告
1958年3月14日 (旧正月24日)	<ul style="list-style-type: none"> 一、小又共有造林捕植の件 二、公民館付近の造林について 三、向土呂久横の橋補修の件 四、共済組合損害評価委員及び連絡委員の改選 五、公衆電話申込の件 六、衛生組長遺族世話人改選 七、土呂久林道世話人選出 八、煙害に関する件
1958年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、土呂久共有林造林新加入の件 一、公民館長手当の件 年俸三千元
1959年3月3日(旧正月24日)	<ul style="list-style-type: none"> 一、電話施設に付いての件 一、亜硫酸製造に関する件 一、造林捕植の件 一、道路開通運動費に共有金使用の件 一、公民館付属の長机を製作する事 一、役員改選
1959年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> 一、無届欠席者制裁法の件 二、亜硫酸製造煙害に対する陳情書及び其の経過報告 三、公衆電話使用料、須賀牟田氏家賃より毎月立替える事に決定す 四、田畑陰切りの件 五、幹線道改修及び土地の交渉其の他に協力する事
1960年3月(旧正月24日)	<ul style="list-style-type: none"> 一、会計報告 二、共有林残木処分の件 三、造林夫役の合引金額及び整理 四、亜硫酸製造問題について 五、公民館家賃値下の件 六、損害評価委員及び部落長改選 七、農協連絡委員改選

1960年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、共有造林地に佐藤千代三氏やぼ作の度 夫役免除することに決定す 二、基本金造成の件 三、公民館に便所増設の件 四、無届欠席者に対する処分法 五、公民館家賃の件 六、亜硫酸製造問題について
1961年3月10日 (旧正月24日)	<ul style="list-style-type: none"> 一、植林先進地視察旅行及び座談会実施の件 二、公民館家賃の件 三、惣見貯水槽建設資金の件 四、公民館広場に牛つなぎ場作りの件 五、亜硫酸焙焼問題に関する件
1961年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> 一、植林先進地視察旅行 二、産業部長改選及衛生部長改選 三、会堂家賃値下願ひの件 四、積立金値上の件
1962年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> 一、防火用貯水槽建設資金 一、土呂久共有林売残り分見積り 一、恒例報恩講打上の件 一、消防後援会会費値上の件 一、バス増発運行の運動について 一、役員改選 一、産業部長改選
1962年8月17日	<ul style="list-style-type: none"> 一、共有林下刈の件 一、牛人工授精所移転について 一、公民館家賃請求について 一、欠席者の処分法について 一、バス道路補修及び運賃の値下げ運動について 一、積立金整理について
1963年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> 一、公民館運営費 一、家賃は一ヶ月壱千五百円とし、電話料負担金も全部須ヶ牟田氏に任せる 一、公民館を災害から守る為火災保険に加入することに決定。 (保険金五拾万円) 一、共有林処分の件 一、動力ポンプ購入の件 一、産業部長改選
1963年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> 一、公民館家賃の件 一、ガラス戸修理の件 一、便所増改築の件 一、共有林処分の件 一、造林の下刈り 一、消防団の要望事項 一、その他の件 <ul style="list-style-type: none"> 1. 惣見道路改修事業に対し加勢出不足者の協力を求む
1964年3月7日	<ul style="list-style-type: none"> 一、報恩講打上の件

	<ul style="list-style-type: none"> 二、牛人工授精所コンクリート張りの件 三、農村電話移動及び料金の件 四、煙害被害者側から要望事項
1964年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> 一、和合会共有林処分の件 二、道路改修の件 三、産業部長報酬の件 四、部落居住者（借家居住者も含む）で当会合其の他の交際をしていない人に対する件 五、授精所改修の件 六、公民館長及書記会計改選
1965年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> 一、土呂久鉦山（後）に残る郵便箱の件 一、和合会と公民館を一本化する（又はしたら）の件 一、婦人会電蓄（プレーヤー）購入資金 一、和合会役員改選 一、前回保留の煙害被害者側の要望事項 一、土呂久共有林佐藤ツルエ持分権利を地主佐藤操氏へ譲渡したる事、今回だけ承認する 一、土呂久公民館長永年勤続に付、感謝状及び記念品授与
1965年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> 一、造林、下刈の件 一、道路整備運動費助成の件 一、公民館一本化に就いて